

実務研究

日本税務会計学会
平成30年9月 月次研究会



関根 美男 (西新井)

進化するフィンテックと 仮想通貨の課税のあり方

1. はじめに

仮想通貨の億り人の話題に、羨望いや嫉妬の気持ちを持った人も多かったのではないだろうか。通貨で億万長者が生まれる社会は、立法者の想定外ではなかった。

2. 進化するフィンテック

2015年の世界銀行の資料を見ると、世界のキャッシュレス化の状況は、韓国89・1%、中国60%、英国54・9%、米国45%に対して、日本は18・4%と出遅れている。そしてこの数字以上に、韓国や中国、そして米国は、自国のスマートフォンを活用して世界のキャッシュレス化に大きな影響を及ぼし続けている。

その仕組みとは、スマホアプリを使ってQRコードを読み取る方式でのキャッシュレスサービスである。クレジットカードによる決済と違い、サインや暗証番号の入力といったわずらわしさもなく、スキミングのリスクもなく、まさに便利な仕組みである。

日本のモバイル決済の状況は、中国のAlipayやWeChat Payの目覚ましい普及と比べると、まさに周回遅れである。

最近の新聞記事で、日本

の金融機関もスマホ決済に本格的に乗り出すとのことだが、加盟店の手数を極力抑えたいと、利用者の利便性は高まらない。また、北海道地震時のブラックアウトを考えると、レジでのスマホ決済に代えて、緊急時にはタブレット端末での決済ができるようにするなど、後発国の強みを生かし利用者の利便性を高める努力が必要である。

フィンテックの進化は、モバイル決済にとどまらず、インターネットを介して個人から少額の資金を調達するクラウドファンディングやソーシャルレンディング、さらに、オンラインショッピングのプラットフォームを提供している企業のトラッキングソリューションなど、様々な形に変化しながら既存の金融機関を置き去りにして進化している。

こうした状況に危機感を感じた金融庁は、銀行法を改正して、金融機関にオープンAPIの推進を強く求め、進化するフィンテック

3. 仮想通貨とは

唯一貨幣を発行できる「中央銀行」の金融政策がうまくいかず、その貨幣の価値が、インフレやデノミ(つい最近では、ベネズエラの通貨ボリバルのゼロ5つの削除があった)などによって失われたり、国外への持ち出しに政府が制限を加えたりすることが発生し、そうした国の人々は、国が発行する法定通貨に不安や不満を募らせていた。

そこへ、仮想通貨(virtual currencies)であるビットコインが出現した。仮想通貨は、ナカモト論文の影響を受けて開発された改ざん不可能とされる「ブロックチェーン」という画期的な記録方法(可視化された分散型台帳技術)の信用の上に成り立っている。

日本の金融庁は、世界に先駆けて資金決済法を改正して、仮想通貨を「決済手段」と位置付けた。しかし、現実には、決済手段より「投機」目的で多くの資金が集まり、相場の乱高下を生み、さらに、仮想通貨交換業者のコーポレートガバナンスのなさから、マウン

トゴックス事件やコインチェック事件、テックビューロ事件などが起きてしまった。仮想通貨交換業者の利益優先の姿勢が、顧客保護やセキュリティ対策をおろそかにした結果である。このように現実の仮想通貨は、もはや資金決済法ではカバーしきれず、金融商品取引法の規制をもって投

関連企業との協業(さらに言えば、破壊的イノベーション)を強く促し始めた。

資家保護を考慮すべき事態に至っている。もちろん、保護すべき投資家と保護するに値しない匿名投資家は明確に区別すべきである。

新規事業の資金調達として、IPO(新規公開株)に代わってトークンという仮想通貨を使ったICOが注目されている。コストも時間もかからず、多額の資金が集められる。企業は株の目論見書に当たるホワイトペーパーを発表し、出資者は企業が発行したオリジナルトークンを仮想通貨で購入する。トークンが取引所に上場され値が上がれば利益を得る仕組みである。

証券会社や監査法人を雇って1~2年の準備が必要な新規株式公開(IPO)と比べた負担の軽さから、設立間もない企業の利用が相次いでいる。

「上場を目的としない、トピックスなICOを利用した単なる安易な資金調達手段(投資型クラウドファンディングに似たもの)の場合、仮想通貨による購入であっても、実質的に法定通貨での投資商品の購入と同視されるスキームであり、金融商品取引法の規制対象となる。」と、金融庁は、注意喚起をしている。

中国では全面禁止であり、米国のSEC、シンガポールのMAS、カナダのCSAその他諸外国も、ICOの監視を強めようとしている。ネットを通じた一見心地よい呼びかけには投資家も十分注意すべきである。

4. 仮想通貨に対する課税のあり方

①消費税

仮想通貨に対する消費税の取り扱い、平成29年度の税制改正により、従来の課税から非課税に改められた。

改正資金決済法において仮想通貨が支払いの手段として位置づけられたことや、EUで仮想通貨の譲渡を非課税とする判決がでたことが、非課税に改められた理由とされる。

しかし、支払手段だけではなく投機的性質を併せ持つ仮想通貨を非課税としながら、有価証券のように課税売上割合の計算に含めない(消令48②一)のはおかしく思う。

法人税 法人税の取扱いに関して、税務当局から現時点(H30・9・19)で何ら公表がなかった。それは、所得税法と異なり、法人税法74条の「確定決算に基づき」との考えがあるからであろう。

そこで、日本公認会計士協会(企業会計基準委員会)が平成30年3月14日に公表した「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」を、法人税法22条4項の公正処理基準と対照し、仮想通貨が、資金決済の手段よりも、将来の値上がりを期待しての投資対象である現状では、課税のタイミングの恣意的な繰延を回避するために、この企業会計と同様に時価評価法を適用すべきであると考えた。そして、租税法主義の立場から法的措置を急ぐべきであると思った。

③所得税

所得税に関しては、国税庁が、個人の確定申告時期の平成29年12月1日に、「仮想通貨に関する所得の計算方法等について」のFAQを公表した。

この中で、マイニング(採掘)などにより仮想通貨を取得した場合も所得となるとしている。これはもっともであるが、「仮想通貨の分裂(分岐)に伴い取得した新たな仮想通貨については、分裂(分岐)時点において取引相場が存しておらず、同時点においては価値を有していなかったと考

え、取得価額は0円となります。」としているが、分裂(分岐)後も旧通貨も取引可能であれば、移動平均法や総平均法で単価訂正をすべきで、旧通貨が取引不可であれば、分裂(分岐)した新通貨に旧通貨の取得価額を引き継がせるべきではないかと思う。何故なら、利用者(投資家)の意思に関係なく保有する仮想通貨が分裂(分岐)したのであり、利用者投資家の意思で他の仮想通貨に換えたわけではないのであるからである。

さらに、仮想通貨においても交換所(金融庁から認可された)の支払調書(利用者への年間取引報告書)の義務化によって、FXと同様の取り扱い(申告分離と損失等の3年間の繰越控除)にする立法的手当を早急にすべきである。もちろん、認可を受けていない交換所での取引や直接相対取引の場合は、(原則)雑所得としての課税を受けるべきであろう。それが、FX同

様に申告漏れを防ぐインセンティブになるはずである。

④相続税

現時点(H30・9・19)で、財産評価基本通達に仮想通貨の評価方法の規定はない。

仮想通貨を資金決済法で規定する決済手段と考えると、邦貨換算(相評基通4-3)に準じて相続発生時に換金したとして評価することになるが、市場価格の変動が著しい仮想通貨の評価にはなじまない。むしろ、仮想通貨を投資対象であると考へ、上場株式の評価(相評基通169)や気配相場等のある株式の評価(相評基通174、176)に準じて評価すべきであると考えられる。

ICO等に対する課税 ホワイトペーパーの内容が、上場を目的とした資金調達で上場後株式を提供するのであれば、受け取る法人の貸方は「預り金」になり課税対象にはならない。受入れた仮想通貨の期末評価は、売買目的外有価証券と同様に時価評価の対象にせず、会計上評価損益を計

平成30年9月19日に国際部門の月次研究会で私が発表した後、平成30年11月21日に国税庁は、「仮想通貨に関する税務上の取扱いについてFAQ」を公表した。ここには、当初公表していなかった法人税や相続税に

5. まとめ

上したのであれば申告調整をすることになるだろう。しかし、単なる資金調達が目的なのであれば、クラウドファンディングと同様に考へ、「寄付型」であれば、受け取る法人は受増益として課税の対象となり、受け取る側が個人であれば、贈与税(個人からの寄付)の対象か一時所得(法人からの寄付)の対象となるだろう。

また、資金提供の見返りに何らかの商品や役務の提供をするクラウドファンディングで、適正価格の提供をするなら、受け取った時点では「前受金」で処理し、商品の引き渡しや役務の提供時に売上等の収入に計上することになるが、適正価格に全く見合わないお礼程度を予定しているのであれば、受け取った時点で収益に計上しなければならぬだろう。玉石混交の世界、ICO等によりネット上で安易に資金を調達できるだけに、ICO等利用者(活用者)が、税務申告に関し

て安易に考えていないかが心配である。 また、11月24日の新聞記事に「政府・与党は仮想通貨の取引などで得る所得の悪質な申告漏れを防ぐため、仮想通貨交換業者などに情報を照会する制度を2019年度の税制改正大綱に反映し、国税通則法の改正を目指す。」との記載があるが、もう一歩踏み込んで、年間取引記録(支払調書)の提出を義務づけるべきではないかと思う。